

第2章 災害予防計画

第1節 災害危険区域等の指定

災害を未然に防止するとともに、災害の発生時における被害を最小限にとどめるため、災害の発生が予想される区域又は箇所を指定し、災害応急対策が速やかに実施できるよう定めるものである。

災害危険区域等は、資料編P13（5危険箇所等）記載のとおりである。

第2節 防災施設の新設又は改良

1 治山、治水対策

(1) 治山事業

本市の林野面積は、約12,095haで市総面積の75%を占めている。

また、その森林地域は、各河川の上流に位置することで、水源林あるいは災害防備林としての機能を発揮しており、本市の防災上極めて重要な位置を占めている。

そのため、本市では、住民の安全、国土保全に資するための防災対策として、災害の復旧や予防を図るため、谷止工や山腹工、土留工などの治山事業を計画的に実施してきたところである。

しかし、依然、多くの土石流の発生や山腹崩壊、落石のおそれのある箇所があり、他関連部局、関連事業との調整を図りながら、緊急性の高いものから事業を実施していく方針である。

(2) 防災林事業

本市には、国指定の水源涵養保安林が、312.82ha、土砂流出防備保安林が8箇所の484.77haが指定されており、さらに県指定の落石防止保安林が1箇所0.65ha、魚付保安林が5箇所13.80ha、干害防備保安林が、4.95haが指定されているほか、土砂流出防備保安林、魚付保安林、潮害防備保安林、保健保安林など兼種に係る保安林が5箇所77.62ha指定され、各々が保安機能維持のため適正な施業が実施されている。

特に、土砂流出防備保安林にあたっては、治山事業の実績と併せて防災効果を向上させているところである。

また、防災機能が損なわれるおそれのある保安林においては、保安林を整備するため、保安林改良事業等により改植を実施することにより、保安機能の維持増進と災害の未然防止に努める。

なお、保安林の現況は資料編P69（5危険箇所等（17）保安林一覧）記載のとおりである。

(3) 河川改修と治水事業

本市には、水俣川、湯出川のほか8河川の主要河川及び各支流河川があり、これら河川堤防はおおむね改修されているが、平成15年7月20日の水俣豪雨災害などによる損壊箇所や未改修箇所、土砂堆積箇所などがあり、これらに対して防災対策として緊急性の高い箇所から改修を進め、風水害時の災害の予防に努めるものとする。

(4) 地すべり防止事業

本市の地すべりは、久木野川、湯出川の上流地域及びそれら沿岸地域、農地に発生する可能性がある。緊急性のあるものから実施するものとする。特に水俣豪雨災害により危険箇所とされた区域については、県又は市の事業として早期に取り掛かれるものから実施していくものとする。また、寺床集落、大川集落にある大規模地すべり危険区域については、その災害の兆候などを見逃さないようハザードマップ等による地域住民への十分な周知が必要である。

(5) 海岸保全事業

台風の影響による高潮、強度の地震等による津波は、海岸、港湾等の公共施設、その他付近の住家、道路、橋梁、鉄道等に甚大な被害を与える場合があり、海岸を有する本市としては、住民に対する情報提供を的確に行うため、関係各機関との連携を密にするとともに、予防対策を講じるものとする。

なお、本市の海岸概況及び海岸保全施設概況は資料編P 69（5危険箇所等（18）海岸概況表）記載のとおりである。

2 防火対策

計画的かつ効率的な消防施設の整備や教育訓練の実施により、消防力の充実強化を図るものとする。

消防力の現況等は、資料編P 70（6消防力の現況等）記載のとおりである。

第3節 各種災害種別ごとの災害予防

1 土石流、がけ崩れに対する災害の予防

- (1) 土砂災害警戒情報等を参考に、早めの避難誘導ができるよう、情報提供を行うものとする。
- (2) 住民に対し、災害の前兆現象などの事例を周知し、その情報を伝達できるような連絡網を確立するものとする。
- (3) 自主防災組織の取組を推進し、複数の避難場所や避難経路の確保など、防災意識の向上を図るものとする。

2 台風、暴風雨、浸水対策

- (1) 住民に対する情報提供
 - ① 気象情報、水防情報等を参考に、気象に関する予測や河川水位の状況の伝達など、できる限りの情報提供ができるよう、マスコミなどの活用も含めた対策を行うものとする。
 - ② 各地域の降雨状況や災害発生の有無を、消防本部や消防団、警察などの関係機関と連携し、情報の収集を行い、その情報を整理し、住民に伝える体制を整えるものとする。
- (2) 危険区域の巡視
 - ① 堤防その他の巡視等の責任者は、災害対策本部又は水防本部から巡視命令を受けたときから、浸水及び高潮等の危険が解消するまで巡視を継続し、その状況を報告しつづけなければならない。
 - ② 災害対策本部長及び水防本部長は、上記の報告を受けた場合、芦北地域振興局土木部に連絡しなければならない。
 - ③ 危険区域の巡視等の責任者は、第4章水防計画第4節「水防巡視及び通報計画」の警戒区域の巡視、第5章地震・津波対策計画第5節「津波対応計画」の津波警戒地域の監視・警戒にあたる各消防団の部長とする。
- (3) かんがい用水路、市内の各ポンプ場の点検
 - ① 農業用かんがい排水路の点検責任者は、農林水産課長とする。
 - ② 市内各ポンプ場の点検責任者は、下水道課長とする。
- (4) 水防資器材の点検、管理、配備
水防資器材の点検及び配備責任者は、土木課長とする。

3 地震・津波に対する災害予防

- (1) 地震発生時の災害予防
 - ① 家具などの転倒防止策の周知
地震発生の際には、家具の転倒などにより、下敷きになって身動きが取れない、避難が出来ない、救助が出来ないといったことが考えられるため、日頃から、転倒防止等に関する周知を行うものとする。
 - ② 家屋倒壊、ガラス飛散等の防止
建築基準法に基づき、地震対策が適正に行われるよう努めなければならない。また、法対象外の家屋等に関しても、地震対策を行うよう情報の提供を行うものとする。

(2) 津波対策

- ① 津波は、地震直後から起きる可能性があるため、Jアラート、TV、ラジオ等の情報で、避難するよう、住民に周知するものとする。
- ② 避難場所は、海岸線から離れた高台をあらかじめ確認しておくよう、住民に周知するものとする。
- ③ 津波の終息については、慎重に状況を見極め、防災行政無線等で避難解除等の連絡を行うものとする。

(3) 地震による火災発生予防

- ① 地震による火災発生は、最も注意すべきであり、地震後、即消火を周知徹底するものとする。
- ② 初期消火が適切に行えるよう、消火器などの設置をできるかぎり推奨するものとする。

(4) ライフラインの確保

電気、水道、ガス等生活に必要なものを速やかに確保できるよう各関係機関との連絡体制を確立するものとする。

(5) 地震災害の危険性に対する周知徹底

地震災害の危険性について、情報の開示を行い、避難、応急措置等の予防や災害発生時の際の心構えなど住民に周知徹底するよう努めなければならない。

(6) 避難場所

大規模な地震が発生した場合の一時避難所は、資料編P 8 1（1 1 避難予定場所、地震時の避難場所）記載のとおりである。

4 火災予防

(1) 予防査察計画

予防査察に関しては、水俣芦北広域行政事務組合消防本部において、火災予防査察規程のほか次の定めるところにより行うものとする。

① 査察対策

査察対象物に対しては、消防法第4条に定めるところにより、消防法第17条に規定する防火対象物とその他の消防対象物とに分け、それぞれの対象物について査察を行う。

消防法第17条に規定する防火対象物は、資料編P 7 7（9 防火対象物及び危険物製造所等（1）消防法第17条に規定する防火対象物）記載のとおりである。

② 定期査察

定期査察は、消防法第4条の2の規程に基づき、消防法第17条に規定する防火対象物にあっては、消防本部職員、消防対象物に対しては、消防長又は消防署長が特に必要があると認めるときに限り消防団が実施するものとする。

③ 特別査察

特別査察は、特に査察が必要と思われるとき随時行われるもので、全対象物に対し、消防本部職員によって実施するものとする。

④ 警戒査察

警戒査察は、気象状況により火災発生のおそれのある場合に実施するものとする。

⑤ 在宅査察

在宅査察は、火災発生のおそれがあり、緊急を要する場合、その他必要がある場合に実施するものとする。

(2) 危険物火災予防

① 危険物の規制計画

危険物を消防法別表に定める数量以上、貯蔵又は取扱いを行う事業所は、資料編 P 7 7 (9 防火対象物及び危険物製造所等 (2) 危険物製造所等) のとおりとする。

② 予防措置

危険物の火災予防措置として、消防法の適切な施行運用によるほか、次により危険物火災の発生及び拡大危険の防止を図るものとする。

ア 豪雨による河川の氾濫、地震、津波等によるタンクの倒壊又は危険物の流出による大規模火災を想定した予防査察及び施設の整備を図るものとする。

イ 消防用設備を常時完備させるとともに、予防査察を励行し、県の指定する火災危険の排除に努めるよう指導するものとする。

③ 危険物大量取扱所対象

県で指定する危険物大量取扱所のうち、JNC株式会社水俣製造所については、特に自衛消防施設を強化させるよう指導するほか、消防法第16条の5に規定する消防職員の立入検査を随時行い、火災危険の排除に努めるよう指導するものとする。

④ 予防査察

消防法に規定する危険物は、その性質上、火災の危険があり、加えて延焼拡大の速度も速いものであるため、危険物による火災を未然に防止し、被害の拡大を防止するために次の定めるところにより予防査察を実施するものとする。

ア 定期査察は、春夏各1回行い、主として消防用設備の維持管理及び整備状況について行う。

イ その他、随時特別査察を実施し、消防法第12条の規定による製造所等の維持管理については、危険物の規制に関する政令の基準に適合するよう指導する。

ウ 随時、危険物製造所等の関係者と災害対策に対する協議会を実施する。

(3) 火災警報発令基準

火災警報とは、消防法に基づいて水俣市長が、火災予防上危険であると認めるとき、一般に発表する警報をいう。

水俣芦北広域行政事務組合消防本部火災予防条例施行規則に定める火災警報発令基準は、次のとおりである。

- ① 実効湿度65%以下で、最低湿度40%以下かつ最大風速が7mを越える見込みのとき。

イ 消防活動計画

(ア) 出動計画（出動区分）

㉞ 出動の原則

消防隊は、指揮者の出動指令に基づき出動するものとする。

㉟ 用語は次の例による。

A 小火出動とは、同時鎮火の報を受けた火災又は警戒出動をいう。

B 第一出動とは、山林原野火災及び車両火災、特殊消防対象物を除く火災出動をいう。

C 特殊消防対象物とは、学校、病院、危険物製造所、大規模な施設、店舗等で予め指定するものをいう。

D 第二出動とは、特殊消防対象物の火災出動をいう。

E 特命出動とは、消防長が必要と認める場合の出動をいう。

㊱ 出動区分

○消防本部

A 小火出動は、消防ポンプ自動車1台で出動する。

B 第一出動は、特殊消防対象物を除く火災出動及び車両火災をいい、消防ポンプ自動車2台及び救助工作車1台で出動する。

C 第二出動は、消防ポンプ自動車2台、救急自動車及び救助工作車1台で出動する。

D 特命出動は、消防長が必要と認める隊員及び車両を指定して出動する。

○消防団

消防団は、災害の規模及び状況により、消防団長の指令に基づき出動し、大災害に発展する危険性が十分に考慮される場合は、全分団が出動するものとする。

なお、消防団に対する指揮命令権者は、水俣市長であり、消防本部と協力し、活動に当たるものとする。

㊲ 消防長は、出動部隊のみで延焼を阻止できないと判断したときは、消防無線、防災行政無線、電話、広報車等により消防団の出動及び市内の自衛消防隊並びに消防相互応援協定を締結している市町村に応援を要請し、大火災防止に努めるものとする。

A 自衛消防隊は、次のとおりである。

JNC株式会社水俣製造所 電話63-2111
(化学消防車 1台)

B 消防相互応援協定市町村は次のとおりである。

- ・ 県下45市町村及び12消防本部
- ・ 出水市（消防組合）

- ・伊佐市（消防組合）
- ・阿久根市（消防組合）

② 特殊地域消防計画

- ア 湯の児、湯出地区を特殊地域と定める。
- イ 特殊地域には、第二出動及び消防団の出動区分により出動する。
- ウ 各隊到着順序及び取るべき水利は別に定める。
- エ 人命救助及び避難誘導隊は先着隊より編成する。

③ 特殊消防対象物の消防計画

この計画は、市内の特殊建築物を配慮し、別に定める防御線を定め、被害を最小限度に阻止する根本方針を貫徹するため、次の各号により対処する。

- ア 出動部隊は、出動計画により出動する。
- イ 各消防隊は、火点を包囲する態勢を採り、火災初期のときは屋内進入部署によって一挙にこれを鎮滅する（攻勢即決戦）。中期のときは、最も延焼の危険が大きいので、守勢的部署によって延焼阻止を優先し、機を失することなく屋内侵入方法を採用（攻撃防御戦）。後期のときは、もっぱら周囲への延焼阻止を主眼とし、漸次残火鎮滅の方法を採用（守勢防御戦）。

ウ 水利部署の選定

- (ア) 消火栓は、先着隊が部署する。
- (イ) 後着隊は、河川・プール・貯水槽に部署する。
- (ウ) 水利が遠隔のときは、各隊互いに協力して、中継送水の方法を採用。
- (エ) 水利を確保する際は、周囲の状況を把握し、空いている水源を選ぶ。
- (オ) 人命救助・避難誘導隊は、先着隊から編成する。
- (カ) 残火鎮滅については、耐火・準耐火建物に当っては残火が天井裏その他に潜在し、再発火することがあるので、徹底的に残火鎮滅を行なうものとする。

④ 異常時消防計画

火災警報発令時又は平均風速10m（秒）以上のときは、次の措置を講じる。

- ア 出動部隊は、前記の出動計画により出動する。

イ 防御本部の設置

防御本部は、出火点付近に次のとおり設ける。

- | | |
|------|-----------|
| 本部長 | 消防長 |
| 副本部長 | 消防団長 |
| 部員 | 次長 各課（署）長 |
| | 副団長 |

- ウ 本部は、全部隊を掌握指揮し、次の事項を掌る。

- (ア) 出動部隊の水利部署及び防御部署の指示
- (イ) 消防団全分団の招集、自衛消防隊、消防相互応援市町村への応援要請の時期及

び手配

- (ウ) 警戒区域の設定及び避難誘導の決定
- (エ) 警察への応援依頼その他関係先への連絡通報
- (オ) 自然水利増配の手配
 - 水俣川 田子ノ須水門 第1分団第1部
 - 湯出川 江南橋下及び旧三中入口の水門 第3分団第5部
- (カ) 転戦防御大移動の決定
- (キ) 飛火警戒隊の編成指示

エ 本部は、あらかじめ次のものを準備しておく。

防御計画書・筆記具・照明具・灌水路堰止用資材（杭・土嚢袋等）

オ 出動隊の防御方法

- (ア) 出動隊は、現場到着次第、直ちに伝令を派遣し、命を受ける。
- (イ) 出動隊は、人命に危険のある場合は、救助活動を真っ先に行う。
- (ウ) 出動隊は、風力を利用して側面注水をなし、風下の延焼の危険がある建物への延焼防止注水に主眼をおき、建物を水漬けにする要領で行う。
- (エ) 延焼の危険がある建物への注水は、交互注水し、散布を行う。
(火の粉が風下へ飛散するときは、野地板等の間に侵入して発火するおそれがある。)
- (オ) 移動の場合は、全体一斉に停水することなく交互に停水し、収容作業の援護注水を行い、緊急移動する。(好条件下においても最小30分を要する見込み)
- (カ) 水利部署の選定
 - ㊦ 消火栓の使用は3台とし、先着隊が部署する。
 - ㊧ 後着隊は、できる限り静水利ではなく流水利を選択する。
 - ㊨ 水利が遠隔なときは、各隊互いに協力して中継送水の方法を採る。
 - ㊩ 水利を確保する際は、周囲の状況を把握し、空いている方面の水源を選ぶ。

カ 予防対策

(ア) 消防本部

- ㊦ 広報車により適宜市内の予防広報を行い、火の使用の制限、出火時の早期通報、消火資材の用意等の徹底を図る。

(イ) 消防団の強化

- ㊦ 機械器具を整備し、即時火災出動の態勢を採る。
- ㊧ 管轄区域内を高所より見張り、又は巡回し、火災の早期発見及び火の使用の制限、初期消火資材の用意を住民に促す。
- ㊨ 用水路の堰止用資材の準備を行う。

⑤ 特殊火災消防計画

危険物品（主に第4類）の消防計画は、次によるものとする。

ア 出動部隊は、出動計画により出動する。

イ 基本活動要領

先着隊は、火災現場に到着したときは、燃焼物とその貯蔵量を確認することに努め、次の要領により防御すること。（ただし、人命救助は全てに優先する。）

(ア) 延焼中の危険物に対しては、泡消火剤、土砂、むしろ等によって密閉消火を行う。

(イ) 未燃焼油槽又は缶がある場合は、この周囲に冷却注水を多量に行い、安全地帯に移動分離すること。

(ウ) 危険物タンク類の大タンクであって、防圧困難な場合は、底部より油を流出移動し、少量燃焼油に対し、消火の方途を講ずること。

(エ) 燃焼危険物又は未燃焼危険物が多量に流出する場合は、消火の処置を講ずるとともに穴を掘るほか、その他安全な方面へ流出させること。

(オ) 燃焼状況によって集中高圧注水又は噴霧注水を行って空気を遮断する。

(カ) 油類を貯蔵する隣接建物の火災に対しては、先着隊は油類貯蔵の建物に対する延焼阻止を最優先すること。

ウ 爆発性危険物件の火災に対する防御要領は、おおむね次によるものとする。

(ア) 現場到着時全部爆発後にあつては、一般火災の防御要領に準ずること。

(イ) 火薬その他これらに類する爆発物物件が存在する場所は、所有者、管理者と連絡をとって他物を利用して危害防止の処置を講じ、専ら周囲への延焼防止を行う。

(ウ) 注水によってさらに爆発の危険のあるものは、注水を避け、又は注水しても燃焼を続ける爆発物件に対しては、土砂等でこれを密閉し、専ら周囲への延焼防止を主眼とし、未燃焼物件は安全地帯へ移動すること。

エ その他

高圧電気の火災に対しては、直接注水は絶対に避け、専ら延焼防止を重点に危害防止に留意しつつ、電気関係者（九州電力株式会社八代営業所、新水俣駅・水俣駅）に連絡をとって、速やかに遮断の方法を講じること。

オ 消防本部の活動

(ア) 上席消防吏員は、火災現場に到着後多量の消火薬剤が必要と判断したときは、JNC株式会社水俣製造所、その他市内の危険物取扱所に応援を依頼すること。

(イ) 消防1（タンク車）及び消防2（ポンプ車）は、現場到着と同時に消火器等の使用その他臨機に、消火及び延焼の防御に努める。

(ウ) 化学車は、JNC株式会社水俣製造所関係者と連絡を取り、出動の化学車と協力して、消火及び危険箇所の防御に努める。

(エ) 救助工作車は、中隊長の指揮により危険物が流出しないよう土砂等により、防油堤を設置するとともに、各車と連携して消火及び延焼防止に努める。

カ 消防団の活動

- (ア) 延焼防止に努める。
- (イ) 付近一帯に消防警戒区域を設定し、関係者以外の者の出入りを禁止し、又は制限する。
- (ウ) 危険物が側溝等に流出し、発火の危険ある場合は、付近の火気を一時制限する等警戒に努める。

⑥ 飛火警戒計画

消防長は、飛火警戒の必要性があるときは、警戒隊を編成し、市又は消防本部の広報車により風下方面の住民に飛火警戒の協力を促す。

ア 飛火警戒隊の編成

- (ア) 風下方面を管轄する消防団各部及び必要数の消防隊をもって編成する。
- (イ) 風下方面の居住者による自衛団体を編成する。

イ 警戒隊の配置

- (ア) 警戒本部は、風下方面おおむね300m以上離れた場所で、通信連絡至便の高所見張りに適する箇所に設置する。
- (イ) 状況によって500m及び1,000mの地点にも警戒隊を配置する。

ウ 飛火警戒の要領

- (ア) 警戒員1名を高所見張員とし、他の要所を巡回させ、飛火火災早期発見に努める。
- (イ) 住民に次の事項の周知を行う。
 - ㊦ バケツ・火タタキ等を自宅の屋上又は高所へ準備すること。
 - ㊧ 各戸の周りを警戒させ、燃焼物件の撤去整理又は注水を行うこと。
 - ㊨ 家の開放部分等の戸締まりを行うこと。

⑦ 断減水時の消防計画

ア 処置

- (ア) 断減水時における消防活動に支障のないよう、防火水槽等消防水利の整備拡充に努めるとともに、災害発生の場合には、有効に水利を利用できる態勢を整えておくものとする。
- (イ) 水道局長は、断減水の必要を認めたときは、消防本部に消防法第21条第3項に基づく届出をするものとする。
- (ウ) 消防本部は、前項の届出を受けたときは、自然水利の増配の手配をするとともに消防団各部にその旨連絡するものとする。
- (エ) 住民への火災予防周知徹底

イ 活動要領

出動隊は、他の防衛要領に基づき、水利部署の選定に万全を期すものとする。

⑧ 特別警戒計画

異常時消防計画、特殊火災消防計画及び飛火警戒計画に準ずる。

⑨ 応援部隊誘導計画

本市は、消防相互応援協力について、消防組織法第39条等に基づき、次のとおり協定を行っている。

ア 応援協定地方公共団体

- ・ 県下45市町村及び12消防本部
- ・ 出水市（消防組合）
- ・ 伊佐市（消防組合）
- ・ 阿久根市（消防組合）

イ 誘導計画

火災現場に通じる来援進行路に、消防本部職員を配置して応援隊を水利に誘導し、防御方面を伝達するものとする。

ウ その他

派遣の方法及び費用の分担については、各々応援協定書による。

⑩ 林野火災の消防計画

本火災の防御については、水利が非常に不便であり、かつ多くの人員を要する点等を考慮して、実情に即した次の火災防御計画を立て、被害の軽減を図るものとする。

ア 出動隊は、出動計画の第二出動及び消防団の出動区分により出動する。

イ 防御計画については、異常時飛火警戒計画に準じて、林野火災消火活動をするものとする。

(5) 火災予防運動

火災の未然防止と被害の拡大を防ぐためには、火災予防策を強力に推進していく必要がある。

消防本部では、例年、国の実施要綱に基づき春秋2回の火災予防運動を実施し、火災予防意識の普及に努めているが、消防職員による防火対象物の立入検査により予防意識の普及徹底を図るとともに、次の計画による予防運動を実施する。

期 間		行 事
秋 季 火 災 予 防 運 動	11月 9日から 11月15日まで	1 広報車による市内巡回宣伝
		2 火災警報発令訓練
		3 各学校の避難訓練指導
		4 各小中学校の児童・生徒に対し、警戒意識の向上
		5 懇談会、講習会、映写会の開催
		6 防火対象物の避難訓練指導
		7 防火対象物査察（車両査察を含む）
		8 市広報紙による広報活動

春季 火災 予防 運動	3月 1日から 3月 7日まで	<ol style="list-style-type: none">1 広報車による市内巡回宣伝2 一般家庭予防査察（消防団）3 防火対象物査察（車両査察を含む）4 懇談会、講習会、映写会の開催5 防火対象物の避難誘導訓練指導6 火災警報発令訓練7 市広報紙による広報活動
----------------------	--------------------	--

第4節 物資・資機材等、調達計画

被災者の応急救助対策の迅速かつ的確な実施に資するために、災害発生直後に必要となる物資・資機材等の整備、調達体制について定める。

市は、大規模災害が発生し、物資や資機材等の調達、輸送が平時のように実施できない場合に備え、初期の対応に必要な物資や資機材等を整備するとともに、調達に必要な体制の整備に努めるものとする。

1 基本方針

- (1) 災害発生から数日間は、民間小売事業者等からの生活必需物資の調達や被災地域外からの支援が困難になる可能性があることから、必要となる物資の備蓄を行うとともに、調達先や輸送手段の把握・確保等必要な対策を講じるものとする。
- (2) 市は、市民・事業者が、平時から最低3日間（推奨1週間分）の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう啓発するものとする。
- (3) 市は、市民の備蓄を補完するため、物資の性質及び地域要因等を考慮し、分散備蓄に配慮するとともに、備蓄物資の整備・充実に努めるものとする。
- (4) 市は、あらかじめ、他自治体、民間事業者との協定を締結する等により、物資の調達体制の確保に努めるものとする。
- (5) 市、その他防災関係機関は、災害時における業務継続の観点から、それぞれの災害対策要員向けの食料、飲料水等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄物資が不足する場合に備えて、他市町村、事業所等との協定締結等により、調達体制の確保に努めることとする。

2 食料・生活必需品に関する供給方針

(1) 供給方針

市は、大規模災害発生時に食料・生活必需品の供給を確保するため、現在の備蓄のほか、流通備蓄（小売業者等との供給協定の締結）や熊本県及び日赤熊本県支部の備蓄等を活用するなど調達先の多重化を行い、食料（アレルギー対応食品、介護食品等を含む）・生活必需品の確保に努めるものとする。

(2) 物資調達方法

市は、民間小売事業者等からの物資の調達を行うこととなった場合に備え、協定の相手方との定期的な協議や検証を行う等、当該民間小売業者等との連携の強化に図るものとする。

(3) 応急給水

市は、大規模災害による上水道の断水に備えて、断水世帯に対する給水体制を整備することとする。

3 災害用装備資機材の整備

(1) 資機材の整備

防災関係機関は、災害応急対策の効果的実施のため、必要に応じ、次の災害用資機材の整備に努めるものとする。

- ア 救出救助用資機材
- イ 照明用資機材
- ウ 交通対策用資機材
- エ その他必要な資機材

4 燃料備蓄

市及び関係機関は、支援物資供給、救急医療等に必要な燃料（ガソリン、軽油、灯油等）について、備蓄に取り組むものとする。

5 物資の管理・配送等

市は、物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給するため、平時から物資の管理・配送等に適した物資集積拠点を複数選定しておくとともに、大量の物資の仕分けや避難所への配送等について、地域特性に応じ、あらかじめ協定を締結した物流事業者、消防団、自治会、自主防災組織と連携する等、体制整備に努めるものとする。

第5節 地域防災力強化計画

市民は、「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、平時から災害への備えを心がけるとともに、自治会や自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加する等、コミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。

また、市は、市民や事業者に対して自助・共助に関する啓発を積極的に行い、防災意識の向上を図るものとする。

1 自助

市民は、「自らの身の安全は自ら守る」、「自分でできることは自分で行う」ことが基本であることを認識し、次に掲げる平時の取組を進めるとともに、災害時には、早めの避難等、命を守る行動を取るものとする。

(1) 平時の取組

① 知識等の習得

- ・過去の災害の発生状況
- ・気象予報警報等の種別と対策
- ・防災訓練への参加

② 事前の確認

- ・指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法、災害危険箇所
- ・家族等との連絡方法や集合場所
- ・就寝場所の安全確認
- ・災害情報の入手方法
- ・防災行政無線戸別受信機等のスイッチ確認

③ 事前の備え

- ・住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強等
- ・防災メールサービスへの登録
- ・最低3日分（推奨1週間分）の食料、飲料水、生活必需品の備蓄
- ・非常持ち出し品（非常食品、健康保険証、お薬手帳、常備薬、着替え、懐中電灯、ラジオ等）の準備

2 共助

市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域でできることは地域で行う」ことが基本であることを認識し、平時から自治会、自主防災組織、事業所等における地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進めるとともに、次に掲げる平時及び災害時の活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平時の活動

- ① 防災に関する知識の普及
- ② 地域一体となった防災訓練（市等と連携した訓練等）の実施
 - ・避難勧告等の地域への情報伝達訓練
 - ・被害状況（地域住民の安否確認を含む。）の把握、市への情報伝達訓練
 - ・避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
 - ・避難所の運営訓練
 - ・消火訓練 等
- ③ 情報の収集伝達体制の整備
- ④ 火気使用設備器具等の点検
- ⑤ 防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認
- ⑥ 危険箇所の点検、情報共有
 - ・地域の見回り
 - ・地域防災ハザードマップの作成

(2) 災害時の活動

- ① 地域内の被害状況等の情報収集、市への伝達
- ② 出火防止対策、初期消火の実施
- ③ 地域内における避難勧告・指示等の情報伝達
- ④ 地域住民相互による安否確認及び避難誘導
- ⑤ 避難行動要支援者等に対する避難支援
- ⑥ 救出、救護活動への協力
- ⑦ 避難所の運営
- ⑧ 見回り等による避難所以外の避難者の情報把握
- ⑨ 避難所における給食、給水、物資配布等の協力

3 事業所による防災活動

(1) 事業所は、市の防災訓練や地域の自主防災活動等に協力し、積極的に参加する等、平時から地域住民とコミュニケーションを図るものとする。特に、要配慮者利用施設においては、自然災害からの避難を含む災害に関する具体的計画を作成するとともに、訓練等を行うものとする。

また、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行う等、自助・共助に基づく自発的な地域内の防災活動を行うよう努める。

(2) 事業所は、災害時に果たす役割（従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるものとする。

- ① 防災体制の整備
- ② 防災訓練の実施

- ③ 施設の耐震化、耐浪化
- ④ 復旧計画策定、災害時の各種計画の点検、見直し
- ⑤ 電気、水道、ガス等の重要なライフラインの供給停止への対応

(3) 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関等、災害応急対応等に係る業務に従事する事業所等は、市との協定の締結や防災訓練への参加等により、防災施策の推進に協力するよう努めるものとする。

4 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

市は、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」(平成25年法律第110号)第7条第1項の規定に基づき、次に掲げる活動に取り組み、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るものとする。

- ① 消防団員の確保
- ② 消防団員の処遇の改善
- ③ 消防団の装備の充実強化
- ④ 消防団員の教育訓練の充実
- ⑤ 消防団活動への事業所の協力の促進
- ⑥ 消防団活動への大学等の協力の促進
- ⑦ 自主防災組織の育成・充実(リーダーの育成を含む。)
- ⑧ 女性(婦人)防火クラブの育成・充実
- ⑨ 少年消防クラブの育成・充実
- ⑩ 消防団と自主防災組織等による教育訓練等の連携

第6節 防災知識普及計画

1 計画の方針

台風、大雨、高潮等による災害を最小限に食い止めるためには、市及び防災関係機関の災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが「自らを守り、お互いに助け合う」という意識を持ち、行動することが重要である。

そのため、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針（平成18年4月21日中央防災会議決定）」を踏まえ、市、防災関係機関及び市民に対して、災害に関する正しい知識や災害予防、災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚に繋げるものとする。

防災知識の普及については、災害予防、災害応急措置の実施の任にある各機関が、単独又は共同して、計画的かつ継続的に行うものとする。

また、教育委員会、学校関係者等と連携し、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で作成する等、災害と防災に関する市民の理解向上に努めるものとする。

さらに、教育機関、民間団体等と密接な連携の下、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への対応や、男女双方の視点等を踏まえながら、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会の開催、実地研修の実施等により防災教育を推進する。

2 職員に対する防災知識等の普及

防災業務に従事する市長始め防災担当職員に対して、次の防災教育を実施し、災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等、防災活動の円滑な推進を図るものとする。

(1) 教育の内容

- ① 水俣市地域防災計画及び各自の任務分担
- ② 非常参集の方法
- ③ 各種災害の発生の仕組み及びその対策
- ④ 各種災害の情報収集及び伝達手段
- ⑤ 過去の主な被害事例
- ⑥ 防災システムの操作方法等
- ⑦ その他必要な事項

(2) 教育の実施方法

- ① 講演会、研修会等の実施
- ② 防災活動の手引き等印刷物の配布
- ③ 見学、現地調査等の実施

3 市民に対する防災知識の普及

次のとおり、自主防災組織等と協力し、市民への防災知識の普及徹底を図るものとする。

- (1) 広報紙、市ホームページ
- (2) 印刷物の配布

(3) 防災講演会の開催、出前講座の実施等

4 学校教育における防災知識の普及

学校及び教育委員会は、防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保等、防災教育の充実に努めるとともに、指導者に対しても研修会等を通じて資質向上を図るものとする。

また、教職員の中から防災に関する専門知識を有する人材を育成し、県内外の大規模災害発生時に学校を支援できる体制を整備する。

さらに、市は学校及び教育委員会に対して、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定を行なうよう、指導を行う。

5 外国人に対する防災知識の普及

外国語による表記、ふりがなを付記する等、外国人にも分かりやすく表現した防災に関するパンフレット等を作成及び配付する等、要配慮者としての外国人に対して、防災知識の普及に努めるものとする。

6 災害記録の保存と災害教訓の伝承

市は、各種団体等と連携し、市内で発生した大規模災害について後世に伝えるべき資料を収集し、デジタルデータ等により長期に亘る保存に適した形態での保存を進めるものとする。

平成15年の水俣土石流災害等、大規模災害により生じた遺構を保存・管理し、過去に起こった大災害の教訓、石碑・モニュメントの持つ意味、地名の由来等、防災教育等を通じて後世に伝え、同じ悲劇を2度と繰り返すことがないように努めるものとする。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、市民が実施する災害教訓を伝承する取組を支援していくものとする。

7 避難行動に関する知識の普及

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とし、これまでの小中学校の体育館や公民館といった公的な施設への避難のほか、次の全ての行動を避難行動とするよう周知を図っていくものとする。

- (1) 指定緊急避難場所への移動
- (2) 安全な場所への移動（公園、親戚、友人の家等）
- (3) 近隣の高い建物等への移動
- (4) 建物内の安全な場所（2階、崖の反対側等）への待避

第7節 訓練計画

災害非常時において、市民の避難及び災害応急対策に係る関係機関が、相互に緊密な連携を保ちながら、迅速かつ適切な救護活動、避難、水防活動等が円滑に実施できるよう、必要な訓練について定めるものとする。

1 総合防災訓練

(1) 訓練参加機関（順不同）

水俣市
自衛隊
県南広域本部芦北地域振興局
熊本県警察水俣警察署
水俣芦北広域行政事務組合消防本部
水俣市消防団
各通信機関
自主防災組織等

(2) 訓練の項目

災害対策本部設置訓練
職員非常招集訓練
避難所設置訓練
情報伝達訓練
消防団非常招集訓練及び無線通信訓練
輸送訓練
避難訓練
災害図上訓練等

2 消防訓練

(1) 消防団員の教養訓練

消防団員の資質向上と消防技術習得のために、財政的事情の許す範囲で人員を消防学校へ入校させるとともに、その習得した知識や情報等を全消防団員へ伝達するものとする。

(2) 防火管理者の講習

市は、消防法施行令別表第1に定める市所管の防火対象物に勤務する者に対し、消防法施行令第3条第1項による講習を受講させ、消防計画の作成、消防計画に基づく消火、通報、避難の訓練、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な点検及び整備等、防火管理の万全を期するよう指導するものとする。

3 市民等の訓練

市民等が行う訓練については、自主防災組織や自治会が主体となり、訓練の想定や実施地区等、

効率的、実践的な訓練実施に努める。

なお、市、関係機関及び事業所は、市民等が行う訓練に対して必要な協力、助言及び指導を行うものとする。

4 学校教育等における訓練

学校教育や社会教育においては、防災教育を積極的に推進するとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

5 訓練の検証

訓練の実施後は、訓練結果の検証を行い、課題を明らかにするとともに、マニュアル等を改正し、以後の訓練に反映させるよう努めるものとする。

6 複合災害想定訓練

市及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえ、災害ごとの対応計画、マニュアル等の見直しに努めるものとする。

さらに、地域特性に応じて発生する可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第8節 自主防災組織計画

災害発生時において、自らの身の安全は、自らが守る「自助」と、隣保相互に協力し合いお互いの身の安全を守るよう行動する「共助」が、被害を軽減することにつながり、混乱を防止するために重要となる。

この計画は、市民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災意識の拡充を図り、防災意識の高揚、人命の安全確保を行うため、自主防災組織を編成し、災害、事故等に備えるものである。

1 自主防災組織の方針

地震、風水害等の大規模な災害が発生した場合、通信、交通の途絶等により、防災関係機関の活動能力が著しく低下することが予想される。

このような場合には、隣保協同の精神に基づく地域住民による防災活動が実施できる体制を確立しておくことが、被害の未然防止・軽減を図る上で、より有効な防災対策となる。

また、自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに設立した自主防災組織を通じ、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。

2 整備

(1) 自主防災組織の育成及び指導

① 災害に対する地域の連帯及び地域防災活動の推進を図るため、自治会等の住民組織を中心とした自主防災組織の育成及び指導を推進する。

- ア 「自主防災組織リーダー向けハンドブック」等を活用した地域での講演会の実施
- イ 自主防災組織リーダーを対象としたリーダー研修会の実施
- ウ その他、自主防災組織活動への支援

② 自主防災組織を運営するための必要事項は、当該組織の規約で定める。

(2) 組織の編成単位

- ① 住民が連帯感に基づき、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- ② 住民の基礎的な日常生活圏域として、一体性を持っている地域であること。

(3) 組織づくり

既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりするものとし、女性の積極的な参加に努めるものとする。

- ① 町内会、自治会等の自治組織活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
- ② 防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。
- ③ 婦人会、老人会等その地域で活動している方々を中心とした組織を育成する。
- ④ 消防団、自治協力員等と連携を図り役割分担をする等、協力体制を作る。
- ⑤ 自主防災組織の結成に当たっては、子ども、高齢者、外国人、障がい者（避難行動要支援者）等に配慮する。

3 活動

(1) 平常時の活動

① 防災に関する知識の普及

- ア 風水害、地震、火災等の災害が発生する仕組みや基本的な備えに対する認識の向上
- イ 浸水害、土砂災害等の地域内危険区域の確認（地域独自の安全マップ作り等）
- ウ 地域内危険物等の補修及び撤去
- エ 地震対策のための家具固定等の推進及び実施

② 地域一体となった防災訓練の実施・参加（市や関係機関と連携した訓練等）

- ア 総合的な訓練（個別訓練を組み合わせる訓練を行う）
- イ 個別訓練（情報収集、伝達訓練、消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練、炊き出し訓練等）
- ウ 体験イベント型訓練（集客力のあるイベント実施時に、災害に役立つ基礎知識の習熟や災害疑似体験等といったプログラムを取り入れ、防災に興味がない人でも災害対応能力を高める訓練等）
- エ 災害図上訓練

大きな地図の上に透明シートをかぶせ、太い油性ペン等で書き込みをしながら議論していく訓練方法。地域の災害危険度を考えたり、救援計画を立てたりする訓練。

③ 火気使用設備器具等の点検

- ア 火気を使用する設備（ガスコンロ、ストーブ等）について、故障や欠陥、周囲に燃えやすいものがある場合には、出火や延焼の危険性が高くなる。そこで、自主防災組織が設定した「点検の日」に、各家庭において一斉点検するように指導又は推奨すること等が必要である。
- イ 危険物等（石油類、食用油、各種スプレー缶等）の管理や保管について、爆発や火災の原因となることを、自主防災組織が各家庭に周知徹底することが必要である。
- ウ 木造建物の点検について、特に古い家は、地震にも弱く、火災発生の原因となりえる。自主防災組織としては、各家庭において点検等を行うよう指導又は推奨するとともに、耐震診断士による耐震診断を行い、場合によっては、設計、補強工事等を行うことを進める。また、市販の家具固定用器具の購入を促し、設置する、又は設置の手伝いをする等が必要である。

④ 地域内の防災活動の推進（地区防災計画の提案）

市民及び市内に事業所を有する事業者は、当該地域における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地域における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案する等、市と連携して防災活動を行うものとする。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市民及び市内に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市防災会議に諮り、承認を得た上で、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

なお、地区防災計画の提案手続、留意点等に関しては以下のとおりとする。

ア 地域コミュニティにおいて、実際に防災活動を行う地区居住者等が、地区防災計画の素案を作成し、共同して、市防災会議に提案を行うこと

ただし、計画に基づく防災活動について、メンバーの理解が十分に得られており、実際に防災活動を実施できる体制を持っている場合には、自主防災組織等の役員が、共同して計画提案を行うことができる

イ 計画提案に当たっては、当該地区の地区居住者等であることを証明するために住民票、法人の登記事項証明書等を提出すること

ウ 計画は作成されるだけでなく、計画に基づいて活動が実践されることを重視するため、提案した地区防災計画に基づいて継続的に防災活動が実施できる体制であること

- ⑤ 情報の収集伝達体制の整備
- ⑥ 防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認
- ⑦ 緊急連絡網の作成
- ⑧ 危険箇所の点検・情報共有
- ⑨ 災害情報知識の伝承

(2) 災害時の活動

- ① 情報の収集及び伝達（情報の地域内での取りまとめ〔断片的で可〕、行政機関への連絡）
- ② 救出及び救護への協力（災害時に弱い立場に置かれる人々〔避難行動要支援者〕に対する救護及び救出への協力）
- ③ 出火防止及び初期消火の実施
- ④ 給食給水（炊き出し）
- ⑤ 地域住民に対する安否確認及び避難誘導
 - ア 住民に対する被害情報の迅速な伝達
 - イ 災害時に弱い立場に置かれる人々に対する配慮、誰が、どこに連れて行くのか
 - ウ 避難所の管理、人員の確認、不明者の有無等の記載及び調査
- ⑥ 避難所の運営管理
 - ア 基本的に、地域管理避難所の運営管理は、自主防災組織で行う
 - イ 避難所の運営管理のためのリーダーを複数選出する
 - ウ 避難生活に必要なルール作りを行う
 - エ 情報伝達のため、掲示板等で情報伝達を行う
 - オ 災害時に弱い立場に置かれる人々（避難行動要支援者）に対する配慮を行う
 - カ 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力
- ⑦ 見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握

第9節 避難収容計画

風水害や地震等の災害から市民の生命・身体等の安全を守るとともに、二次災害の回避及び住居等が被災した場合の一時的な生活空間を確保するための指定緊急避難場所及び指定避難所の選定や整備について定めるものとする。

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、市民へ周知徹底を図るものとする。

主として、避難行動要支援者を滞在させることが想定される施設にあっては、円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所（以下「避難所」という。）は相互に兼ねることができるものとする。

避難所については、案内標識、海拔標識等を設置し、平素から防災訓練等を実施すること等により住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備するものとする。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の施設管理者は、避難時の二次被害を防ぐため、非構造部材を含めた施設の耐震化を進めるものとし、市は、施設管理者に対してこれを要請するものとする。

(1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設で、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

なお、指定緊急避難場所の指定に当たっては、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（平成29年3月）を参考とするものとする。

(2) 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

また、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

2 避難所の種類、開設基準及び避難所の位置付け

市民等の安全を確保するための避難所、避難所の種類、開設基準、避難所の位置付け等について、以下のとおり定める。

なお、避難所については、資料編P81（11避難予定場所）記載のとおりとする。

避難所の種類	開設の基準など
① 地域で管理する避難所 (地域管理)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主防災組織（自治会）で開設の必要があると判断したとき ・市からの開設要請があったとき
② 市で管理する避難所 (市管理)	<ul style="list-style-type: none"> ・台風の接近等、避難者が出ることが予想される時 ・災害発生のおそれがある警報が発表されたとき ・その他災害の発生のおそれがあるとき（避難判断水位を越えるおそれ等） ・現に災害が発生したとき ・水俣市の観測地点で震度5弱以上の地震が観測されたとき（無条件で全避難所開設）（陣内、牧ノ内の観測地点でどちらかでも観測された場合） ・市長が開設の必要があると判断したとき <p>*状況に応じた避難所の開設を行う</p>

3 避難所（機能）の整備

（1）安全性の確保

避難所の安全性を確保するため、施設の耐震化・補強工事の推進・非構造部材の耐震化に努める。

（2）避難行動要支援者に配慮した施設整備

避難所の段差解消のためのスロープ、手摺の設置等バリアフリー化を推進する。

（3）通信手段の確保

災害時優先電話、衛星携帯電話、無線通信機器等の整備を行い、災害時の通信手段の確保に努める。

（4）非常用電源及び照明器具の確保

災害時の停電に備え、発電機等の非常用電源、投光器等の照明器具の確保に努める。

（5）備蓄物資等の確保

余裕スペース等の活用、備蓄倉庫等の設置により、初期の避難生活に必要な食料、物資等の備蓄に努める。

（6）生活環境の確保

避難所が新設及び改修される際は、避難生活に必要なトイレ、シャワー等の増設等避難生活環境の向上に努める。

4 避難所の周知

避難所の位置、種類等について、次の方法により市民に周知徹底を図る。

- (1) 避難所表示看板の設置
- (2) 水俣市防災ハザードマップ
- (3) 市ホームページへの掲載
- (4) 市広報紙等での周知及び啓発
- (5) 出前講座及び防災教育での啓発
- (6) 自主防災組織向けリーダーハンドブックの配布

5 避難所の開設及び運営体制の整備

迅速かつ円滑に避難所が開設及び運営できるよう、平時から次に示す事項について体制の整備に努めるものとする。

- (1) 避難所開設要員を定め、施設管理者及び避難所開設要員の連絡体制を整備しておく。
- (2) 避難所の開設及び運営を迅速かつ円滑に実施できるよう、避難所の開設方法、運営方法等、避難所開設要員に対する説明会を実施する。
- (3) 避難所開設要員は「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、避難者、地域住民、ボランティア等と連携した円滑な避難所運営に努める。

第10節 避難行動要支援者対策計画

災害発生時における避難行動要支援者の円滑な避難を推進していくため、避難行動要支援者の名簿の作成、名簿の活用、避難支援等関係者との連携等支援体制を整備していくための計画である。

1 避難行動要支援者の支援体制の整備

災害発生時には、高齢者、障がい者等の要配慮者のうち、特に避難支援を要する避難行動要支援者が被害を受ける場合が多いため、市、社会福祉施設等の管理者は、避難行動要支援者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努めるものとする。

(1) 市の対策

市は、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するものとし、災害の発生に備え、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等を行う。

(2) 避難行動要支援者名簿の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、以下の要件に該当する自力で避難できないすべての者とし、避難の必要性や避難支援の必要性等、具体的な要件は避難行動要支援者避難支援計画に定める。

- ① 要介護認定3～5を受けている者
- ② 身体障害者手帳1・2級（総合等）の第1種を所持する身体障害者（心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く）
- ③ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級及び2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤ 市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥ 上記以外で市が支援の必要を認めた者

(3) 避難行動要支援者名簿情報

市は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を名簿に記載し、又は記録するものとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 郵便番号
- ⑤ 住所又は居所
- ⑥ 電話番号その他の連絡先
- ⑦ 避難支援等を必要とする事由

⑧ その他

(4) 避難支援等関係者

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。ただし、名簿情報を提供することについて、本人が名簿情報の提供拒否の場合には、この限りでない。避難支援等関係者は、以下に掲げる団体及び個人とする。

- ① 消防署
- ② 警察署
- ③ 民生委員・児童委員
- ④ 社会福祉協議会
- ⑤ 自主防災組織
- ⑥ その他の避難支援等の実施に携わる関係者

(5) 名簿に掲載する個人情報の入手

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、自治会、民生委員、社会福祉施設、熊本県等の協力を求め、情報を収集するとともに、福祉課、いきいき健康課、市社会福祉協議会等で把握している情報を集約する。

(6) 名簿の更新

市は、住民の転入・転出、出生・死亡、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

(7) 市における名簿情報の管理

避難行動要支援者情報の管理において、水俣市電子情報セキュリティポリシーを遵守し、適正に管理するものとする。

(8) 名簿提供先における情報の管理

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際して、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 避難行動要支援者の名簿については、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り、提供するものとする。
- ② 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。
- ③ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管する等、厳重なる保管を行うよう説明するものとする。
- ④ 避難行動要支援者名簿は複製しないよう説明するものとする。市は複製したことが分かるように名簿に管理番号を振る等、対策を講じるものとする。
- ⑤ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう説明するものとする。
- ⑥ 名簿の更新等により不要となった名簿は市が回収し、適切に処分するものとする。

(9) 緊急連絡体制の整備

市は、避難支援等関係者と協力し、避難行動要支援者に対する緊急連絡体制の確立を図る。

(10) 避難体制の確立

- ① 市は、避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法やその支援者等を定めるものとする。
- ② 市は、避難行動要支援者が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きができるよう特に配慮しなければならない。
- ③ 市は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。
- ④ 市は、避難所の指定に当たっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせて、利便性や安全性を十分配慮する。

(11) 防災教育・訓練の充実

市は、避難支援等関係者に対して防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(12) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練実施の義務化

水防法第15条の3及び土砂災害防止法施行規則第5条の2の改正に伴い、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生する場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、市は、避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示等を行うものとする。

2 社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設等においては、事前に避難行動要支援者の受入れや移動支援の方法等、避難支援体制の整備に努めるものとする。

第11節 住家の被害認定及びり災証明書発行準備計画

災害による住家の被害認定及びり災証明書の発行を確実かつ迅速に行い、各種支援を早期に実施できるよう、その実施体制等について定める。

1 住家の被害認定及びり災証明書の発行体制の整備等

市長は災害により被災した住家の被害の程度（全壊、大規模半壊、半壊等）を調査し、それを証明するためのり災証明書発行について、あらかじめ体制を整備するものとする。

(1) 住家の被害認定を実施する担当者の育成

市は、国、県が実施する研修会への参加、市が実施する職員研修、被災自治体への応援業務等を通して、専門的な知識と経験を持った職員を育成する。

(2) 応援協定の締結

被害認定の実施に当たっては、職員の不足が大いに予測されることから、近隣市町村や建築士会、土地家屋調査士会等と協定を締結する等体制の整備に努める。

(3) 住家の被害認定及びり災証明書発行の実施体制

① 住家の被害認定及びり災証明書発行は調査班が行う。

② 調査班職員は、住家の被害認定及びり災証明発行についての全体的な業務を把握するとともに、内閣府が作成している以下の資料等について、事前に確認しておくよう努めるものとする。

ア 災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き（平成28年3月）

イ 災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号）

ウ 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月）

エ 災害に係る住家の被害認定基準運用指針参考資料（損傷程度の例示）
（平成26年3月）

オ 浸水等による住宅被害の認定について
（平成16年10月28日府政防第842号）

③ 住家の被害認定及びり災証明発行までの流れについては、概ね以下のとおりとなるため、実施体制について、事前に整備しておくものとする。

ア 被害情報の収集及び整理

イ 調査方針の決定（調査対象、想定調査件数、調査手法、全体スケジュール）

ウ 実施体制の確立

エ 住家の被害調査に係る広報

オ 災害の種類に応じた住家の被害認定調査実施

カ り災証明書の発行（申請、受付、発行）

キ 再調査等の実施

(4) 被害認定調査等に必要な備品の整備

被害認定業務に必要な携行品、調査機材、装備品は事前に整備しておくものとする。

第12節 災害ボランティア普及計画

災害が発生した際には、市民の共助の精神と連帯感に基づく助け合いの精神の基に、災害、事故等に対して、積極的な活動を行う災害ボランティアの普及に努める必要がある。

1 必要性

地震、風水害等の大規模な災害が発生した場合、防災関係機関は、大きな災害現場への対応や、救助、救援、救護活動等に専念する必要があり、家屋への浸水や土砂の流入等、被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援ができなくなる。

このような場合には、共助の精神に基づく地域住民や他地域からの応援を得て、家屋の清掃等が行われる必要がある。

このため、日頃から、災害ボランティアの育成、普及、受け入れ体制等の整備を行うことで、被災者の自立や被災地の一日も早い復興を支援することができる。

2 関係機関との協働体制の構築

(1) 市や市社会福祉協議会等は、自治会、民生委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設等の関係機関・団体等と、日頃から顔の見える関係を築いておくとともに、各種災害を想定した災害ボランティアセンター設置訓練を実施する等、各関係機関・団体相互の役割を明確にし、連携強化、情報の収集・集約体制等の強化に努めるものとする。

また、災害発生時に近隣市町村との連携が円滑になされるよう、日頃から市町村社会福祉協議会間で応援協定の締結等による連携に努める。

3 災害ボランティアの育成・登録及び体制整備

(1) 育成・登録

① 市社会福祉協議会は、災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方等についての理解や被災住民がボランティアの支援を円滑に受入れることができるように、研修会等を通して、広く啓発していくとともに、災害発生時における連絡体制、活動内容等のルール作りに努める。

② 市及び市社会福祉協議会は、研修会などを通してボランティアコーディネーター、ボランティアリーダー等を計画的に養成するとともに、その資質向上に努める。

市社会福祉協議会は、県や市と連携を図り、平時からボランティアコーディネーターをボランティアセンターに配置するなど、災害時の活動調整の強化に努めるものとする。

③ 市社会福祉協議会は、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体を事前に登録するとともに、当事者の了解のもと、県社会福祉協議会へ登録情報を提供する。

(2) ボランティアの受入体制の整備

① 市社会福祉協議会は、平時から他市町村社会福祉協議会やNPO等の災害ボランティア団体ネットワーク等と連携を図るものとする。

- ② 市及び市社会福祉協議会は、災害ボランティアの受け入れ体制を整えるために、広報活動の方法、宿泊場所、食事等に関する情報の発信、移動体制等を含め、災害ボランティア活動が円滑に進むよう災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定に努めるものとする。

(3) 体制整備

市社会福祉協議会は、災害規模や、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平時から、災害時に設置するボランティアセンターによるニーズの把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努めること。

4 活動

(1) 平常時の活動

① 災害ボランティアの普及

- ア 風水害、地震、火災等への基本的なボランティアに対する認識を図る。
- イ 災害ボランティアへの登録を推進する。

(2) 災害時の活動

- ① 災害ボランティアセンターの設置及び運営方法の決定（関係機関の連携）
- ② 被災地においてボランティアが必要な事項の調査（ニーズ調査）
- ③ ボランティアの受け入れ体制の整備
- ④ 被災地に対するボランティアの送り出し（輸送、食事の方法等）
- ⑤ ボランティアの安全確保（班編成、リーダー選出等）
- ⑥ ボランティア保険の加入手続

第13節 防災関係機関等における業務継続計画

市及び防災関係機関は、大規模災害時において災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画（BCP）を定めるものとする。

1 業務継続計画（BCP）の策定

市は、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、次の事項を盛り込むものとする。

- （1）市長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- （2）本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- （3）電気、水、食料等の確保
- （4）災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- （5）重要な行政データのバックアップ
- （6）非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資等の資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

第14節 受援計画

市は、大規模災害が発生した場合、職員や庁舎の被災により行政機能の低下する中であっても被災者支援等の業務を行う必要があり、他の地方公共団体や民間企業、ボランティアなどの応援を最大限活用することが求められる。このため、熊本県市町村受援マニュアルモデル、熊本県市町村受援マニュアル作成の手引き等を参考に、「水俣市受援マニュアル」を整備する。

水俣市受援マニュアルの整備にあたっては、大規模災害が発生した場合、外部からの応援を円滑に受入れ、本市職員と応援職員等が連携し、災害応急対策、災害復旧・復興に取り組んでいけるように次の事項について定めておくものとする。（水俣市受援マニュアル（作成中）参照）

1 受援体制

(1) 受援組織の設置

- ① 災害対策本部への受援班の設置
- ② 受援班の構成及び役割の明示

構成	担当	役割
班長	職員・受援班長	ア 受援に関する全体の状況把握・とりまとめ
人員調整担当	【総括】総務課職員 【補佐】総務課職員 【担当】応援職員	イ 受援に関する全体の管理 ウ 外部との調整（県・協定締結団体等） エ 庁内調整（ニーズ把握等）
業務資源担当	【総括】財政課職員 【補佐】財政課職員 【担当】応援職員	オ 受援にかかる調整会議等の開催

(2) 各部受援窓口

構成	担当	役割
各部受援窓口	各部の庶務担当班	ア 各部の受援に関する状況把握・とりまとめ イ 各部の受援に関する管理 ウ 部内調整 エ 受援班との調整 オ 受援に係る調整会議等への参加

(3) 関係機関の災害時連絡先及び協力要請手順

(4) 各種災害時協定内容及び協定締結先の運用担当窓口

2 人的支援の受入れ

(1) 受援対象業務

災害対策業務のうち熊本地震の教訓を踏まえ、特に次の8つの業務については、他自治体等から応援を受け入れて対応する。

- ① 避難所運営
- ② 健康・保健活動（保健師、管理栄養士等の派遣）
- ③ 物資集積拠点の運営

- ④ 被災建築物応急危険度判定
 - ⑤ 被災宅地危険度判定
 - ⑥ 住家被害認定調査
 - ⑦ 被災証明交付事務
 - ⑧ 災害廃棄物処理
- (2) 先行的かつ効率的な対応を行うため、タイムラインによる受援対象業務の全体像を整理する。
- (3) 業務別受援マニュアルの作成及び活用
- (1)の受援対象業務については、業務別受援マニュアルを作成し、次の事項を確認しながら、
応援職員と連携し、業務を実施する。
- ① 本市の担当部班、責任者（職名）
 - ② 業務内容と役割分担
 - ③ 人的支援の要請先、求める職種・資格等
 - ④ 業務資源（業務実施に必要な資機材、応援職員の活動環境（通信・OA機器、交通手段、燃料、水、食料、宿泊場所等）の確保

3 業務資源の受入れ

(1) 業務資源

災害時に業務を実施するためには、次の2つの観点から業務資源を確保する。

① 全庁共通の業務資源

市役所の機能を確保するための非常用電力、通信手段など

② 受援対象業務ごとの業務資源

避難所運営や住家被害認定調査などの受援対象業務ごとに必要な資機材等（業務別支援マニュアルで挙げた業務資源）

(2) 調達先の確保

人的支援の受け入れと同じく、関係機関等の災害時の連絡先、災害時における協定の運用担当を確認しておくこと。